

広島県労働委員会訓令第一号

本 庁

広島県労働委員会訓令で定める様式における読点の表記を改める訓令を次のように定める。

令和五年四月六日

広島県労働委員会会長 山 川 和 義

広島県労働委員会訓令で定める様式における読点の表記を改める訓令

広島県労働委員会公印規程（平成十七年広島県労働委員会訓令第一号）の様式中、読点として表記する「・」を「。」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和五年五月一日から施行する。